

ただいま提出いたしました議案の概要について、ご説明申し上げます。

議第89号は、私の平成28年4月分の給料月額について減額を行うため、必要な改正を行おうとするものでございます。

先に提出いたしました議第66号「損害賠償請求事件の和解および損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて」は、現在ご審議いただいておりますが、これは元職員の死亡につきまして、本県が雇用契約に基づく安全配慮義務に違反したとして、提起された損害賠償請求事件について、司法の判断を踏まえ、和解を受け入れようとするものでございます。

改めて亡くなられた元職員のご冥福をお祈りいたします。

前途ある元職員が命を絶ってしまったこと、また和解を受け入れ損害賠償金を支払うことを組織の長である知事として重く受け止め、平成28年4月分の給料月額を10分の1減じようとするものでございます。

今後、二度とこのようなことが起こらないよう私自身が先頭に立って、時間外勤務の適正な管理や職員同士が支え合う職場づくりなどに取り組んでまいります。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。